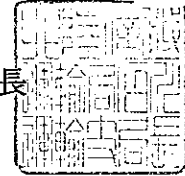


石運輸第208号の2
石運整第105号の2
平成24年5月29日

自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長



新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布について

新型インフルエンザ対策は、国民生活の「安全・安心」を確保する観点から、国土交通省の重要課題の一つであります。

このため、標記の法律を本年3月9日第180回国会に提出され、同年4月27日に可決成立し、5月11日交付されたところです。また、本法は、交付の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定です。

貴社（殿）におかれましても、新型インフルエンザ対策の強化・徹底に取り組んで頂くとともに、下記の対策についても、適切に対応されるようお願いいたします。

記

1. 新型インフルエンザ等の予防及び新型インフルエンザ等対策への協力に努めること。
2. 新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めること。
3. 新型インフルエンザ等緊急事態において、旅客及び貨物の適正な輸送の実施に努めること。